

かみさと たまる健★幸マイレージ事業からのお知らせ

『上里町消防団特別点検』

消防団員が、日ごろの消防操法の訓練の成果を披露する特別点検を実施します。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小しての開催となりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

日時…11月8日(日)、午前9時から

場所…上里中学校校庭

問合せ…くらし安全課防災安全係 **【☎35-1226】**



防災行政無線による Jアラートの訓練放送 について

日時…**11月5日(木)**
午前10時ごろ

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を行います。

町内の防災行政無線から訓練放送が流れますが、実際の災害とお間違えのないようご注意ください。



問合せ…くらし安全課防災安全係
【☎35-1226】

野外焼却（野焼き）は法律により禁止されています！

「近所で草木を燃やして煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」など、野外焼却（野焼き）に関する苦情や相談が寄せられています。

ごみを野外で燃やすことは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則禁止されています。野外焼却を行うと、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたすだけでなく、ご近所同士のトラブルにつながる場合もあります。

【例外として認められている行為の一部】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもみがら、わらなどの焼却
- ・日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

ただし、例外として認められている場合であっても、煙やにおいが出て、苦情の原因となることがあります。やむを得ず認められた範囲で焼却する場合は、天候・風向き・時間帯・火災等に十分注意し、周辺地域の生活環境に配慮をしてください。周囲の方から、煙やにおいの苦情が出た場合は、速やかに焼却の中止をお願いします。

また、どのような場合でも、ビニールやプラスチック類の焼却は禁止されています。

ごみは野外焼却（野焼き）をせずに、分別ルールに従って、ごみ収集や資源物として適正に処理をしていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

問合せ…くらし安全課生活環境係 **【☎35-1226】**
産業振興課産業観光係 **【☎35-1235】**



・ 町有地を一般競争入札により売却します ・

物件案内

番号	地番	面積	用途地域
①	大字七本木5483番	468.56㎡ (約141.7坪)	第二種中高層住居専用地域
②	大字七本木5578番	273.62㎡ (約82.7坪)	第二種中高層住居専用地域

入札参加申込…11月6日(金)～20日(金) (土・日を除く)

入札・開札日…11月25日(水)、午後2時

※入札には事前に入札保証金の支払いが必要です。また、町が
定めた予定価格以上で、最高の価格で入札した方を落札者と
します。

※入札案内書などの関係書類は、総務課で配布します。

郵送もいたしますので、お問合せください。

申込先・問合せ…総務課管財契約係 【☎35-1234】

公売地位置図



第67回 上里町成人式のお知らせ

第67回上里町成人式は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、感染拡大防止に努め、内容等を以下のとおり変更して開催いたします。

◆式典時間の短縮…式典内容を見直し、時間を45分程度に短縮します。

◆式典を2回実施…中学校区単位の2回（上里中・上里北中）とします。

開催日…令和3年1月10日(日)

会 場…ワープ上里（上里町総合文化センター）

対象者…平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方

12月中に案内状を発送いたします。

就職・就学等で町外に転出されている方のうち、上里町成人式へ参加希望の方は、氏名・住所・電話番号を11月20日(金)までに生涯学習課へご連絡ください。

受付・式典開始時間

中学校区	受 付	開 式	終 了
上里中学校	午前9時	午前9時30分	午前10時15分（予定）
上里北中学校	午前11時45分	午後12時15分	午後1時（予定）

※式典終了後は消毒作業等を行いますので、速やかにご退場いただきますようお願いいたします。

なお、会場内での記念写真の撮影は3密になるため実施いたしません。撮影スペースとして式典会場の建物南側・西側スペースを30分程度開放いたします。

※式典会場の入場制限のため、新成人の方以外の方の入場はご遠慮ください。

※今後、緊急事態宣言の発令等により、式典を中止とする場合がございますがご了承ください。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

成人式実行委員募集

対象者…平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方で、町内小中学校出身者の方
(特に、上里北中出身の方)

内 容…11月から1月まで2～3回程度の会議

※成人式当日の受付、式典の司会等をお願いする予定です。

申 込…11月13日(金)まで

申込先・問合せ…生涯学習課生涯学習係 【☎35-1245】

友達同士での
応募大歓迎!!

令和2年度 児玉郡市広域市町村圏組合職員採用試験

募集職種	受験資格	募集人数
技術職（電気）	- 平成2年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方 - 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校またはこれと同等以上の教育施設（経済産業大臣の認定を受けたもの）において、電気工学に関する学科のうち、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した方（令和3年3月31日までに卒業見込みの者）または第三種電気主任技術者免状取得者	1名程度

※日本国籍を有しない方および地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。



【1次試験：令和3年1月10日(日)】

専門試験・作文試験

【2次試験：令和3年1月下旬予定】

集団討論面接試験

※応募人数により、実施しない場合があります。

【3次試験：令和3年2月中旬予定】

個人面接試験

※試験日が変更になる場合があります。

受付期間…11月10日(火)～12月4日(金)※郵送必着

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日は除く)

受付案内…児玉郡市広域市町村圏組合総務課

持参・郵送申請可

申込書

11月2日(月)から12月4日(金)まで児玉郡市広域市町村圏組合総務課で配布します。組合ホームページからもダウンロードできます。

※郵送請求は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角2の封筒に住所・氏名を記入し、140円切手を貼付）を同封。

応募書類請求・申込み先・問合せ

〒367-0024 本庄市東五十子151-1

児玉郡市広域市町村圏組合総務課 【☎27-2241】

■最低賃金が改正されました

令和2年10月1日から埼玉県最低賃金は、時間額**928円**（引上げ2円）となりました。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

使用者も労働者も賃金額が1時間当たり928円以上かどうか必ず確認しましょう。

※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問合せ…埼玉県労働局労働基準部賃金室

【☎048-600-6205】



■令和2年度住宅用火災警報器の設置率等調査結果

設置が義務となっている住宅用火災警報器について、令和2年7月1日時点での全国調査結果が下記のとおり公表されました。設置がお済みでない方は、早期の取付けをお願いします。

区分	全国	埼玉県	児玉郡市
設置率	82.6%	78.1%	61%
条例適合率※	68.3%	67.3%	55%

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で定める基準のとおりにすべて設置されている世帯の割合です。

問合せ…児玉郡市広域消防本部予防課

【☎24-8392】

「SAITAMA出会いサポートセンター」 ～出会いの機会の提供と結婚までのサポートを行います!～

平成30年10月にオープンした「SAITAMA出会いサポートセンター」は、令和2年7月末現在、登録いただいている会員が3,886人を超え、既に結婚に向けて56組のカップルが当センターを卒業されています。

センターでは、会員を随時募集していますので、出会いの機会を希望される方は、SAITAMA出会いサポートセンターホームページ（<https://www.koitama.jp>）で詳細をご確認ください。

問合せ…SAITAMA出会いサポートセンター事務局 【☎048-789-7721】



河川内の樹木伐採
利用者を公募

利用者を公募

国土交通省高崎河川国道事務所では、河川内の樹木を伐採・利用される方を公募します。

河川内の樹木は、洪水時に川の流れを阻害し、また、河川巡視等の支障となることから、高崎河川国道事務所では烏川・神流川に繁茂する樹木の伐採・処分をおこなってきました。

伐採した樹木は、薪などの燃料、農業資材およびチップ加工等に有用な木材として活用できることから、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、公募による樹木伐採を試行させていただきます。

なお、伐採にあたっては、当事務所が指定した箇所を応募者と協力して伐採し、伐採した樹木については応募者が持ち帰り、適切にご活用いただきます。

応募期限…11月16日(月)まで
伐採箇所…神流川（上里町勅使河原地先）
作業期間…令和3年1月4日(月)～5月31日(月)
その他…応募方法等の詳細については、高崎河川国道事務所ホームページで確認してください。

※申込み多数の場合は、選考とさせていただきます。

問合せ…高崎河川国道事務所工務第一課
【☎027-345-6045】



国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険にご加入の方へ

令和3年2月に社会保険料控除用の 所得申告参考資料（はがき）を送付します

問合せ 税務課住民税係
【☎35-1221】
(内線：1131～1133)

令和2年中に支払った、国民健康保険税額、介護保険料額および後期高齢者医療保険料額が記載された『所得申告参考資料（はがき）』を、**令和3年2月上旬(予定)**に納税義務者宛に送付します。

本人や同一生計の親族のために支払った、国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料などの金額は社会保険料控除の対象となります。

控除できる金額は、その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った金額または給与や公的年金から差し引かれた金額の全額です。控除は、年末調整や確定申告（住民税の申告）で受けることができます。

『所得申告参考資料』の発送前に**令和2年中の納付済額を確認したい場合は、『納付額確認書』を無料で発行しています。申請の際は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、次の窓口**に申請してください。

〈納付額確認書発行窓口〉

国民健康保険税額	税務課収税係（1階①番窓口）
介護保険料額	高齢者いきいき課高齢介護係（1階⑩番窓口）
後期高齢者医療保険料額	健康保険課医療年金係（1階⑧番窓口）

※年の途中で『納付額確認書』を発行する場合は、その時点で納付または返金（還付）が確認できる金額の『納付額確認書』となります。

※公的年金から差し引かれた特別徴収分は、『所得申告参考資料』および『納付額確認書』には含まれていません。その分は、年金支払者から1月中旬に送付される『公的年金等の源泉徴収票』に記載されています。

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆11月の開庁日【休日】（午前8時30分～正午） **11月8日(日)**
【夜間】（午後8時まで） **11月25日(水)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第5期、固定資産税第4期の納期限は**11月30日(月)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

■本庄税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加される皆さまの安全を考慮し、毎年11月・12月に開催しておりました決算説明会および年末調整等説明会を中止いたします。

●令和2年分青色(白色)決算説明会中止

国税庁のホームページでは、決算や申告に必要な各種用紙の取得できるほか、タックスアンサーによる質問応答の参照、ならびにYouTubeの国税庁動画チャンネル内における記帳・帳簿保存制度および記帳の仕方に関する動画もご覧いただけますので、ぜひご活用ください。

問合せ…本庄税務署個人課税部門【☎22-2114】

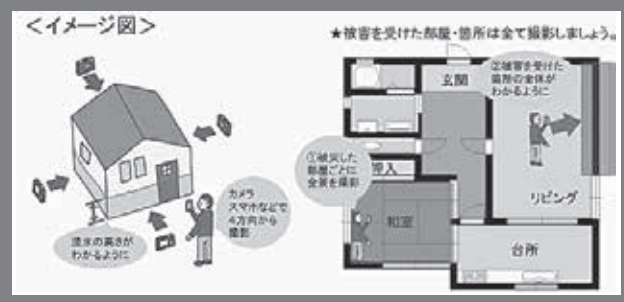
●令和2年分年末調整等説明会中止

年末調整に関する各種情報につきましては、国税庁ホームページの年末調整特集ページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) をご覧ください。

また、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに年末調整に関する動画(年末調整のしかた、法定調書の作成と提出)を掲載していますので、ぜひご活用ください。

問合せ…本庄税務署法人課税部門【☎22-2112】

市町村から罹災証明書を取得して支援を受けるために
台風などで、ご自宅が被害を受けたときは、
被害状況を写真で記録しておいてください。



11月11日(水)～17日(火)は

税を考える週間です

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁のホームページでは、「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。この機会に、税の役割や仕組みについて考えてみてはいかがでしょうか。

問合せ…本庄税務署総務課【☎22-2111】

■固定資産税（償却資産）の申告について

町内事業者や町内の事業所に機械等をリースしている方は、毎年1月1日現在にその事業のために所有する構築物、機械、工具、備品等については、税務課資産税係に申告する必要があります。

申告日時…令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
(土・日・祝日を除く)

申告方法…窓口、郵送、電子申告(eLTAX)
※郵送申告をされる方で申告書の控えが必要な方は切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

必要書類等

償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用、減少資産用)、会社印(または代表印)、「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」(個人事業主の場合)

申告が必要な方

町内において、法人あるいは個人で事業を営んでいる方や上里町内の事業所に機械等をリースしている方

※その他何かご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

申告期限
12月11日(金)

取り壊したはずの建物に 固定資産税は課税されていませんか？

令和2年中に建物を取り壊した方、取り壊す予定の方は、登記の有無にかかわらず『建物滅失申告』を行ってください。令和2年中に取り壊した証明ができない場合は、令和3年度も課税されてしまいます。期限までに申告をお願いします。

申告方法…「建物滅失申告書」(税務課⑬番窓口)に必要事項を記入の上、税務課資産税係へ提出してください。固定資産税課税明細書(納税通知書に添付)等で建物が特定できる場合は、電話でも受付できます。※申告後、税務課職員が現地へ確認に伺います。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

